

「古事記と日本書紀」

— 日本書紀と比較しつつ（成立過程等） —

群馬県立女子大学 北川 和 秀

①
臣安萬侶言す。

（中略 日本歴史の要約、天武天皇の事績）

是に、天皇詔りたまひしく、朕聞く、諸家の費てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾年も経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家之経緯、王化之鴻基なり。故、惟みれば、帝紀を撰び録し、旧辞を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふとのりたまひき。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。人となり聡明くて、目に度り口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇日継と先代旧辞とを誦習はしめたまひき。然あれども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはずき。

（中略 元明天皇の事績）

焉に、旧辞の誤、忤へるを惜み、先紀の謬、錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日に、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上らむといへれば、謹みて詔旨の随に、子細に採り摭ひぬ。然あれども、上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふる事、字に於ては難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に速ばず。全く音を以ちて連ねたるは、事の趣、更に長し。是を以ちて、今、一句の中にもあれ、音と訓とを交へ用ゐ、一事の内にもあれ、全く訓を以ちて録しぬ。即ち、辞理の見え匡きは、注を以ちて明し、意況の解り易きは、更に注せず。亦、姓に於て日下を、玖沙訶と謂ふ。名に於て帯の字を、多羅斯と謂ふ。如此る類は、本の随に改めず。大抵記せるは、天地の開闢けしより始めて、小治田御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鵜草葺不合命より以前を、上巻とし、神倭伊波礼毗古天皇より以下、品陀御世より以前を、中巻とし、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前を、下巻とす。并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安萬侶、誠に惶き誠に恐まり、頓々首々。

和銅五年正月廿八日

正五位上勲五等太朝臣安萬侶

（古事記序）

②

左京西條四坊徳位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥

年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

（太安萬侶墓誌）

③ 民部卿従四位下太朝臣安麻呂卒しぬ。（続日本紀 養老七・七・七）

④ 皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す。（日本書紀推古二八是歲） 620

⑤ 蘇我臣蝦夷等、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史恵尺、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉献る。（日本書紀皇極四・六・一三） 645

⑥ 天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。……（日本書紀天武一〇・三・一七） 681

⑦ 十人の氏大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・徳積・阿曇。に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。（日本書紀持統五・八・一三） 691

⑧ 従六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、国史を撰せしめたまふ。（続日本紀和銅七・二・一〇） 714

⑨ 是より先、一品舍人親王、勅を奉けたまはりて、日本紀を修む。是に至りて功成りて奏上ぐ。紀卅卷系図一卷なり。（続日本紀養老四・五・二二） 720

⑩ 詔して曰はく、「文人・武士は国家の重みする所なり。医卜・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」とのたまふ。因て、明経第一の博士従五位上鍛冶造大隅・正六位上越智直広江に、各絶甘疋、糸廿絢、布卅端、鍬廿口を賜ふ。第二の博士正七位上背奈公行文・調忌寸古麻呂、従七位上額田首千足、明法の正六位上箭集宿祢虫万呂、従七位下塩屋連吉麻呂、文章の従五位上山田史御方、従五位下紀朝臣清

人・下毛野朝臣虫麻呂、正六位下楽浪河内に、各絶十五疋、糸十五約、布卅端、鍬廿口。……

〔続日本紀養老五・一・二七〕

西暦	年号	天皇	執政	事項
六二二	推古二八	推古	蘇我馬子	【④天皇記・国記編纂】
六二二	二九			聖徳太子没
六二二	三〇			
六二三	三一			
六二四	三二			
六二五	三三			
六二六	三四		蘇我馬子没	
六二七	三五		蘇我蝦夷	
六二八	三六		推古天皇没	
六四四	皇極三	皇極		大化改新【⑤天皇記・国記焼ける】
六四五	大化元	孝徳	中大兄皇子	
六四六	二			
六四七	三			
六六七	天智六	天智		近江大津宮に遷都
六六八	七			
六六九	八			藤原鎌足没
六七〇	九			
六七一	一〇			天智天皇没
六七二	元	天武		壬申の乱。飛鳥浄御原宮に遷都
六七三	二			
六八一	一〇			【⑥史書編纂開始】山ノ上碑 【*稗田阿礼への下命もこの前後か】 八色の姓を制定 天武天皇没
六八二	一			
六八三	二			
六八四	三			
六八五	四			
六八六	元			

西暦	年号	天皇	執政	事項
六八七	持統元	持統	高市皇子	【⑦十八氏に墓記を提出させる】
六八八	二			
六八九	三			
六九〇	四			
六九一	五			
六九二	六			
六九三	七			
六九四	八			藤原宮に遷都
六九五	九			
六九六	一〇			
六九七	文武元	文武	多治比島	
六九八	二			
六九九	三			
七〇〇	四			
七〇一	大宝元	大宝		大宝律令を制定 大宝律令を施行
七〇二	二			
七〇三	三			
七〇四	慶雲元	慶雲	石上麻呂	
七〇五	二			
七〇六	三			
七〇七	四			
七〇八	和銅元	和銅		平城京に遷都 多胡碑建碑
七〇九	二			
七一〇	三			
七一一	四			
七一二	五			【①古事記撰進】 風土記撰進の詔
七一三	六			
七一四	七			【⑧紀清人等に国史を編纂させる】
七一五	靈龜元	靈龜		
七一六	二			
七一七	養老元	養老		養老律令成立
七一八	二			
七一九	三			
七二〇	四			【⑨日本書紀撰進】
七二一	五			【⑩学者に賞賜】
七二二	六			
七二三	七			【②③太安麻呂没】

・ 天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。訓高下天云阿麻。下効此。次、高御産巢日神。次、神産巢日神。此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。

次、国稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊流之時、流字以上十字以音。如葦牙因萌騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此神名以音。次、天之常立神。訓常云登許。訓立云多知。此二柱神亦、並独神成坐而、隱身也。

上件五柱神者、別天神。

次、成神名、国之常立神。訓常立亦如上。次、豊雲上野神。此二柱神亦、独神成坐而、隱身也。次、成神名、宇比地迹上神。次、妹須比智迹去神。此二神名以音。次、角杵神。次、妹活杵神。二柱。次、意富斗能地神。次、妹大斗乃弁神。此二神名亦以音。次、於母陀流神。次、妹阿夜上訶志古泥神。此二神名皆以音。次、伊耶那岐神。次、妹伊耶那美神。此二神名亦以音如上。

上件自国之常立神以下、伊耶那美神以前、并称神世七代。上二柱独神各云一代。次双十神、各合二神云一代也。

・ 天地初めて発りし時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。高の下の天を訓みて阿麻と云ふ。下此に効へ。次に、高御産巢日神。次に、神産巢日神。此の三柱の神は、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。

次に、国稚く浮ける脂の如くして、久羅下那州多陀用弊流時、流の字以上十字音を以る。葦牙の如く萌え騰る物に因りて成りし神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此の神の名は音を以る。次に、天之常立神。常を訓みて登許と云ふ。立を訓みて多知と云ふ。この二柱の神も、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。

上の件の五柱の神は、別天神ぞ。

次に、成りし神の名は、国之常立神。常・立を訓むこともまた上の如し。次に、豊雲野神。この二柱の神も、独神と成り坐して、身を隠したまひき。次に、成りし神の名は、宇比地迹神。次に、妹須比智迹神。この二神の名は音を以る。次に、角杵神。次に、妹活杵神。二柱。次に、意富斗能地神。次に、妹大斗乃弁神。この二神の名も音を以る。次に、於母陀流神。次に、妹阿夜訶志古泥神。この二神の名は皆音を以る。次に、伊耶那岐神。次に、妹伊耶那美神。この二神の名も音を以ること上の如し。上の件の国之常立神より以下、伊耶那美神より以前を、并せて神世七代と称ふ。上の二柱の独神は各一代と云ふ。次に双十神は、各二神を合せて一代と云ふ。

【一の〇】古に天地未だ割れず、陰陽分れざりしとき、渾沌れたること鶏子の如くして、溟滓にして牙を含めり。其れ清陽なるものは、薄靡きて天と為り、重濁れるものは、淹滞りて地と為るに及びて、精妙なるが合へるは搏り易く、重濁れるが凝りたるは濁り難し。故、天先づ成りて地後に定る。然して後に、神聖、其の中に生れます。故曰はく、開闢くる初に、洲壤の浮れ漂へること、譬へば游魚の水の上に浮けるが猶し。時に、天地の中に一物生れり。状葦牙の如し。便ち神と化爲る。国常立尊と号す。至りて貴きをば尊と曰ふ。自余をば命と曰ふ。並に美拳等と訓ふ。下皆此に効へ。次に国狭槌尊。次に豊斟淳尊。凡て三の神ます。乾道独化す。所以に、此の純男を成せり。

【一の1】一書に曰はく、天地初めて判るときに、一物虚中に在り。状貌言ひ難し。其の中に自づからに化生づる神有す。国常立尊と号す。亦是国底立尊と曰す。次に国狭槌尊。亦是国狭立尊と曰す。次に豊国主尊。亦是豊組野尊と曰す。亦是豊香節野尊と曰す。亦是浮経野豊買尊と曰す。亦是豊国野尊と曰す。亦是豊齧野尊と曰す。亦是葉木国野尊と曰す。亦是見野尊と曰す。

【一の2】一書に曰はく、古に国稚しく地稚しき時に、譬へば浮膏の猶くして漂蕩へり。時に、国の中に物生れり。状葦牙の抜け出でたるが如し。此に因りて化生づる神有す。可美葦牙彦舅尊と号す。次に国常立尊。次に国狭槌尊。葉木国、此をば播拳矩尔と云ふ。可美、此をば于麻時と云ふ。

【一の3】一書に曰はく、天地混れ成る時に、始めて神人有す。可美葦牙彦舅尊と号す。次に国底立尊。彦舅、此をば比古尼と云ふ。

【一の4】一書に曰はく、天地初めて判るときに、始めて俱に生づる神有す。国常立尊と号す。次に国狭槌尊。又曰はく、高天原に所生れます神の名を、天御中主尊と曰す。次に高皇産霊尊。次に神皇産霊尊。皇産霊、此をば美武須毗と云ふ。

【一の五】 一書に曰はく、天地未だ生らざる時に、譬へば海上に浮べる雲の根係る所無きが猶し。其の中に一物生れり。葦牙の初めて溼の中に生でたるが如し。便ち人と化爲る。国常立尊と号す。

【一の六】 一書に曰はく、天地初めて判るときに、物有り。葦牙の若くして、空の中に生れり。此に因りて化る神を、天常立尊と号す。次に可美葦牙彦舅尊。又物有り。浮膏の若くして、空の中に生れり。此に因りて化る神を、国常立尊と号す。

【二の〇】 次に神有す。溼土煮尊溼土、此をば于毗尼と云ふ。沙土煮尊。沙土、此をば須毗尼と云ふ。亦是、溼土根尊・沙土根尊と曰す。次に神有す。大戸之道尊一に云はく、大戸之辺といふ。大苦辺尊。亦は大戸摩彦尊・大戸摩姫尊と曰す。亦は大富道尊・大富辺尊と曰す。次に神有す。面足尊・惶根尊。亦は吾屋惶根尊と曰す。亦は忌檀城尊と曰す。亦は青檀城根尊と曰す。亦は吾屋檀城尊と曰す。次に神有す。伊奘諾尊・伊奘冉尊。

【二の1】 一書に曰はく、此の二の神は、青檀城根尊の子なり。

【二の2】 一書に曰はく、国常立尊、天鏡尊を生む。天鏡尊、天万尊を生む。天万尊、沫蕩尊を生む。沫蕩尊、伊奘諾尊を生む。沫蕩、此をば阿和那伎と云ふ。

【三の〇】 凡て八の神ます。乾坤の道、相参りて化る。所以に、此の男女を成す。国常立尊より、伊奘諾尊・伊奘冉尊に迄るまで、是を神世七代と謂ふ。

【三の1】 一書に曰はく、男女耦ひ生る神、先づ溼土煮尊・沙土煮尊有す。次に角櫛尊・活櫛尊有す。次に面足尊・惶根尊有す。次に伊奘諾尊・伊奘冉尊有す。櫛は櫛なり。

古事記	クニノトコタチ トヨクモノ	ウヒヂニ スヒヂニ	ツノグヒ イクグヒ	オホトノヂ オホトノベ	オモダル アヤカシコネ	イザナキ イザナミ
日本書紀	クニノトコタチ クニノサツチ トヨクムヌ	ウヒヂニ(ウヒヂネ) スヒヂニ(スヒヂネ)	ツノグヒ イクグヒ	オホトノヂ(オホトマヒコ等) オホトマベ(オホトマヒメ等)	オモダル カシコネ(アヤカシコネ等)	イザナキ イザナミ
	一書	ウヒヂニ スヒヂニ	ツノグヒ イクグヒ	オモダル カシコネ	イザナキ イザナミ	